

# メディアによる「専業主婦優遇」批判報道の検証

石川壮之助

掛谷英紀

sou\_nosuke@yahoo.co.jp

kake@esys.tsukuba.ac.jp

筑波大学 視覚メディア研究室

**概要** 現在、ほとんどの新聞において、その政治スタンスの左右を問わず、専業主婦が税負担や社会保障負担で優遇されているといった批判が行われている。具体的には、配偶者控除や年金の第三号保険者制度、健康保険への加入の免除といった点が取り上げられ、それゆえに専業主婦が不当に優遇されていると主張する。実際、配偶者控除のうち、配偶者特別控除は廃止されるに至っている。しかし、税負担や社会保障負担をトータルで加算して比較すると、必ずしも専業主婦が優遇されているとは言えない面もある。本論文では、サラリーマン世帯のいくつかのモデル・ケースについて、世帯収入の合計が等しい片働き世帯と共働き世帯の税・社会保障負担の合計を比較し、マスコミの主張する「専業主婦優遇」批判が、正当なものであるかどうかを評価する。

キーワード：専業主婦、配偶者控除、定率減税、片働き、共働き

## 1. はじめに

厚生労働省やマスコミがいう、いわゆるモデル家族(サラリーマン、専業主婦、子供2人)は崩壊しようとしている。2005年5月27日、第37回政府税制調査会基礎問題小委員会[1]の総会でのある委員の発言について、同年7月21日産経新聞は以下のような記事を掲載した[2]。

政府税制調査会(首相の諮問機関)の配偶者控除の存廃をめぐる議論の中で、複数の委員が専業主婦を侮辱したと受け取れる発言をしていたことが議事録で分かり、波紋を広げている。

(中略)

議事録では配偶者控除の存廃をめぐり、ある委員が「働く女の人(人生に)前向きで、子供を産みたい。働かないで家でごろごろしている主婦が子供を産まないんです」としたうえで、「いまパラサイト・ワイフというのができてきた。つまり、生命力のない人たちがたくさん生じていて、お金を持ってぶらぶらしているんですよ」と発言した。

(以下省略)

政府税制調査会基礎問題小委員会は石弘光(一橋大名誉教授)を小委員長とした税制改正の実質的な審議を行っている委員会である。パラサイト・ワイ

フ発言について、議事録では匿名になっているが、2005年8月1日発行、週刊アエラ[3]は取材により猪瀬直樹によるものと伝えた。

この発言は専業主婦は優遇されているという立場から、配偶者特別控除に続き、配偶者控除を廃止せよとする意見であるとみられる。なお、発言は事実であるということを猪瀬本人も認めており、議事録にも載っている。

おそらく、自分をパラサイト(寄生)呼ばわりされて憤りを感じない人はほとんどいないだろう。しかし、言葉尻だけを捉えの批判は、マスコミがよく行う手段ではあるが、建設的な議論を導かない。より客観的な議論を行うため本論文ではサラリーマン世帯のいくつかのモデル・ケースについて世帯収入の合計が等しい片働き世帯と共働き世帯の税・社会保障負担の合計を比較し、マスコミの主張する「専業主婦優遇」批判が、正当なものであるかどうかを評価する。

## 2. 現在の税制

### 2.1 計算方法

現在、サラリーマン世帯では、税・社会保障負担は次のように計算される[4]。

課税所得 = 収入 - (給与所得控除 + 社会保険控除 + 基礎控除 + その他の控除\*)

\*その他の控除には、雑損控除、医療費控除、

生命保険控除など出費に比例した控除が受けられるものと、老人扶養控除、配偶者控除、扶養控除など、定額の控除が受けられるものがある。

所得税＝課税所得×所得税率－一定率減税

住民税＝課税所得×住民税率－一定率減税

住民税には所得割と均等割の2種類があり、所得割は上記の式で、また均等割は定額で徴収されている。なお、所得税には均等割はない。以上をまとめると、

税金＝所得税＋住民税

税等負担額＝社会保険料＋税金

可処分所得＝収入－（社会保険料＋税金）

となる。

## 2.2 共働きの税等負担

共働き世帯の税・社会保険料の負担は、

夫：**社会保険料**＋

{収入－（給与所得控除＋**基礎控除**＋保険控除＋**その他の扶養控除**）}×**税率**

妻：**社会保険料**＋

{収入－（給与所得控除＋**基礎控除**＋保険控除）}×**税率**

となる。累進課税のため、収入の多い方にその他の扶養控除（16歳未満の子供数×3.3万円＋16歳以上23歳未満の子供数×4.5万円）をあてはめる。以下子供の年齢は16歳未満とし、両方に生命保険控除（最大3.5万円）を含め算出した。

## 2.3 片働きの税等負担

片働き世帯の税・社会保険料の負担は、

夫：**社会保険料**＋

{収入－（給与所得控除＋**基礎控除**＋保険控除＋**その他の扶養控除**）}×**税率**

その他の扶養控除にはこの場合扶養控除、生命保険控除、**配偶者控除**（3.3万円）、である。

ここで、**社会保険料**を2人分払う、**配偶者控除**がない点は共働きに関して不利で、マスメディアはこの点のみを報道して専業主婦がいる世帯が優遇されていると主張する。しかし、共働き世帯の場合、同じ合計収入を2人で分けて稼ぐため、直接税の税率の累進性により、低い税率が適用される。また、給与所得控除額にも累進性があるため、この面でも共働き世帯が有利となる。また、共働き世帯では**基礎控除**が夫・妻両方に適用されるが、片働き世帯では当然一人分しか適用されない。つまり、**配偶者控除**は**基礎控除**が2重に引かれる共働き世帯との間で不公平が生じないように設けられていると解釈できる。

具体的に、樋口らによる合計収入が800万円のモデル世帯に関する計算[5]では、会社から出る

扶養手当まで勘案しても、配偶者特別控除が廃止される以前から、片働き世帯と、共働き世帯の可処分所得はほぼ同じになっている（図1）。また、配偶者特別控除、配偶者控除を両方廃止した場合、片働き世帯の方が負担が大きくなることも試算されている（図2）。

凡例はその都度表さず、以下のように統一した。

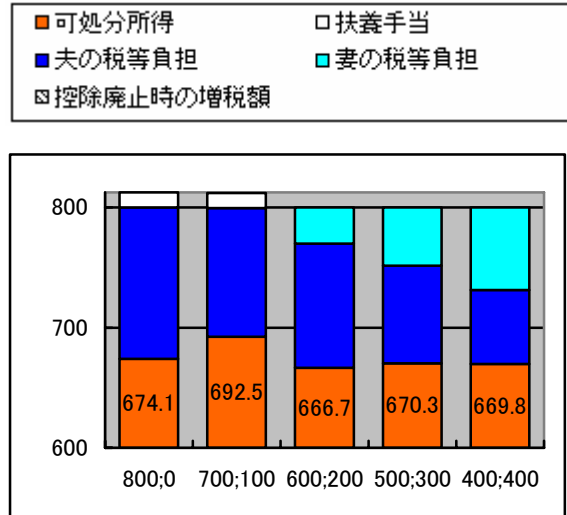


図1 年収800万円のモデル世帯における配偶者特別控除廃止前の可処分所得

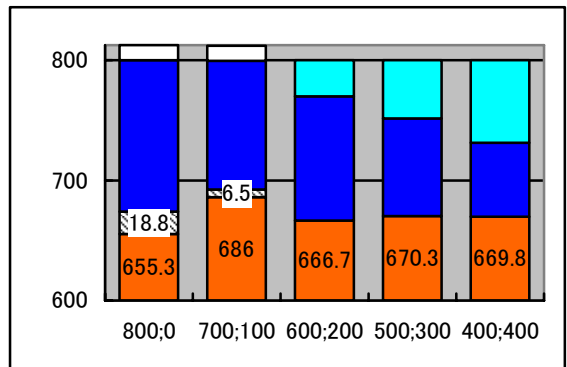


図2 年収800万円のモデル世帯における配偶者特別控除および配偶者控除廃止後の可処分所得（白枠は増税額）

グラフのX軸は夫婦間での収入の配分(多い方の収入;少ない方の収入)とし、0に近づくほど夫婦間の収入の差が大きく、正に進むほど夫婦間の収入の差が小さいようにした。つまり、夫婦で片方の収入に依存する度合いが分かるように、(100%←依存度→50%)＝(片働き←→共働き)となっている。

以下、夫の収入が妻の収入より多いものと仮定し、X軸は(夫の収入;妻の収入)と簡略化して議論を続けていく。

### 3. モデル・ケースの検証

#### 3.1 モデル・ケースの設定

樋口氏らの試算時と現在とでは控除制度や控除額が変わっているのです、ここから現在の制度に基づき試算を行う。

生活環境条件が同じで、片働き、共働きが、それぞれ合計収入を同じくする4パターンで比較する。

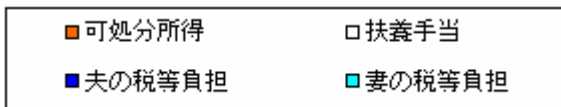
図3～図6は、夫婦の片方の収入に依存する度合、収入依存度を X 軸に、合計収入から税等負担額を引いた可処分所得を Y 軸に表記したものである。単位は全て[万円]とした。

この場合、条件として、

- 1、夫婦は共に30代
- 2、子供は1人(控除は課税額の大きいほうに適用)
- 3、定率減税改正前(H18年度まで)
- 4、保険控除を含む(夫婦共)
- 5、会社からの扶養手当を含む(12.6万円。樋口らの勘案による)

というモデル世帯を想定した。

また、凡例は以下のように統一した。



X 軸で正の方向に行くにつれて共働きの傾向が強くなり、0に近いほど片働き(専業主婦)の傾向が強いものであることを意味する。(X;100)以内の片働きでは扶養手当が会社から出されるので、課税所得として勘案し、その点で(合計収入+12.6万円)となっている。各世帯の可処分所得に注目する。

図3、図4では明らかに X 軸(X;100)の可処分所得が一番多くなっているのが分かる。夫の収入+100万円、これは社会保険料負担が免除される閾値の存在、いわゆる「130万円の壁」によって説明できる。

注目すべきは図5、図6である。合計収入1000万円を超えると、可処分所得は(X;100)で一度高値を得るが、その後右肩上がりになり、図5では(600;400)時に、図6では(800;400)時に(X;100)の値を超える。また、可処分所得が最高値になるのは、図5、図6ともに合計収入を夫婦で折半した形(500;500)と、(600;600)になっている。

逆に図4～図6で、可処分所得最低値になっているのは(X;0)の専業主婦のいる世帯の時である。

つまり、現在の税制度では多くの場合、片働き世帯の可処分所得は、所得税住民税の累進課税制によって、共働きに比べると低くなっているのである。

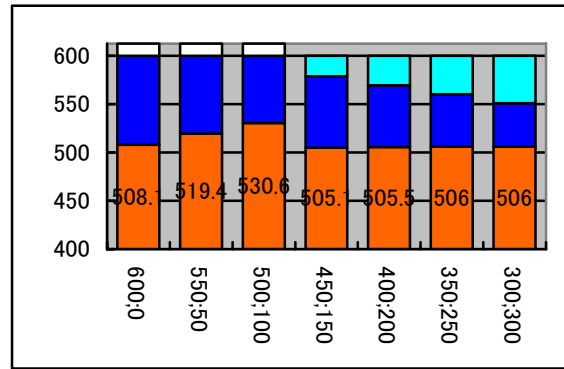


図3 合計収入600万円の世帯の可処分所得

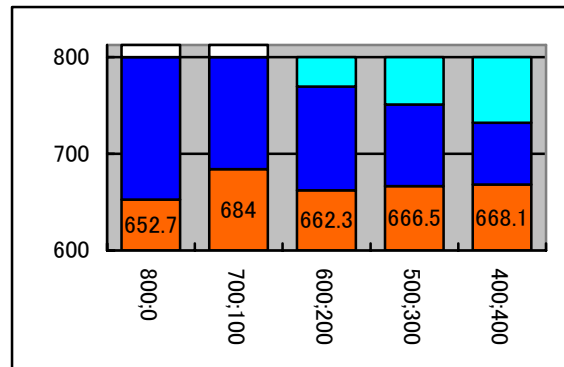


図4 合計収入800万円の世帯の可処分所得

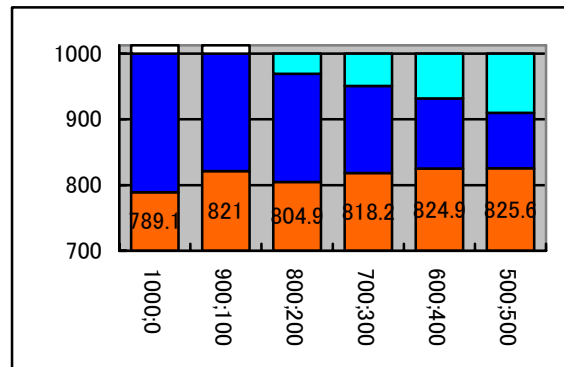


図5 合計収入1000万円の世帯の可処分所得

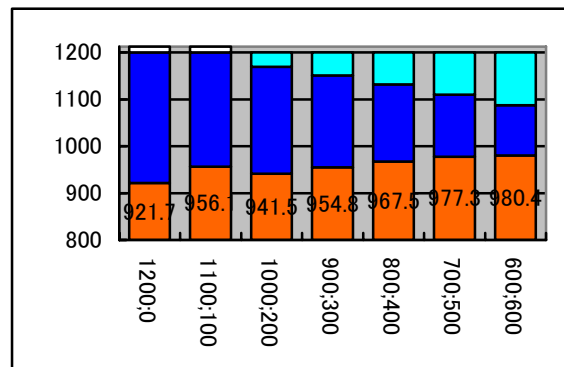


図6 合計収入1200万円の世帯の可処分所得

### 3.2 定率減税縮小の影響

所得税と住民税について、定率減税の一部縮小が決定されているが、そのうえで配偶者控除を廃止せねばならないほど、専業主婦は優遇されているのか。今後の税制改正の施策案として上げられているものは、

- 1、定率減税の一部縮小(決定)
- 2、定率減税の廃止
- 3、配偶者控除の廃止
- 4、給与所得控除額の改正
- 5、年金制度の改正

である。

このうち、決定済の定率減税一部縮小の内容は次のとおりである。

①平成18年1月より個人所得税についての定率減税額の上限額引き下げ(現行所得割額20%上限25万円から10%上限12.5万円)

②平成18年6月より住民税についての定率減税額の上限額引き下げ(現行所得割額15%上限4万円から7.5%上限2万円)

これら2つの政策で、全ての世帯を対象に増税が実施される。定率減税は小沢政権の頃、景気回復策として恒久減税と国会でも明言していた政策であり、この定率減税縮小、廃止には異論も多い。が、この是非については本論からずれるので他に委ねる。

定率減税縮小が、実際に施行された時、何が起るかを図7～図10に示す。ここでは、

- 1、夫婦は共に30代
- 2、子供は1人(控除は課税額の大きいほうに適用)
- 3、定率減税改正後(H18年度から)
- 4、保険控除を含む(夫婦共)
- 5、会社からの扶養手当を含む(12.6万円。樋口らの勘案)

との条件設定を行っている。前頁のパラメータと違うのは定率減税前、後の変化である。定率減税縮小後も合計収入が800万円以上の世帯について右肩上がりが見て取れる。つまり、現在の税制度による各世帯の可処分所得の額と、定率減税縮小後の各世帯の可処分所得の額については、依然として、

「収入の高低に関わらず、片働き世帯が共働き世帯に対し可処分所得は小さいかほぼ同じである。」ということが分かる。また、

「合計収入が高くなればなるほど、片働き世帯と共働き世帯との可処分所得の差は大きくなり、共働き世帯が可処分所得は大きい。」ことも分かる。

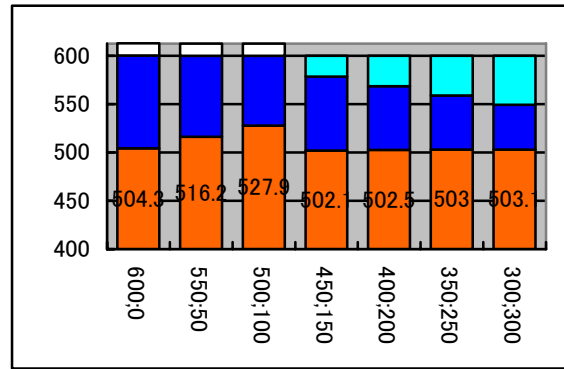


図7 合計収入600万円の可処分所得(定率減税縮小後)

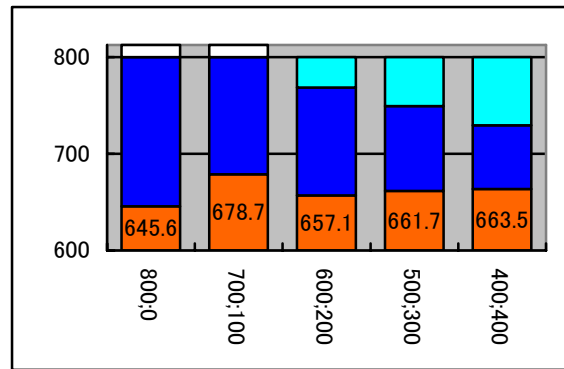


図8 合計収入800万円の可処分所得(定率減税縮小後)

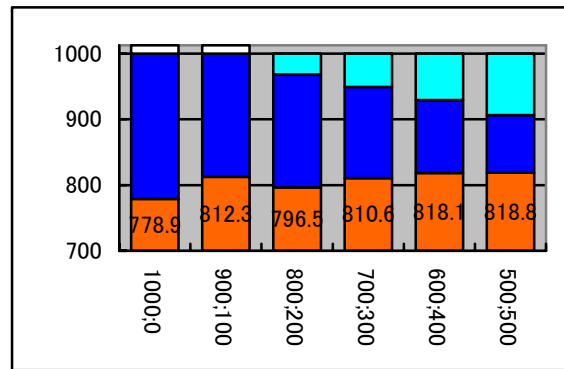


図9 合計収入1000万円の可処分所得(定率減税縮小後)

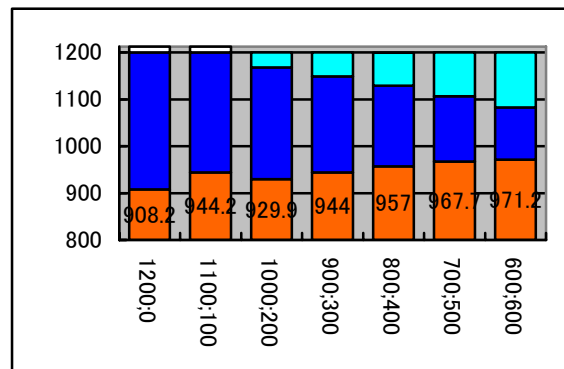


図10 合計収入1200万円の可処分所得(定率減税縮小後)

### 3.3 負担増額の比較

このように、定率減税が縮小→廃止の方向でも、多くのケースで共働き世帯の可処分所得が、片働き世帯に比べ大きくなるのが分かった。では、定率減税縮小でより負担増が大きいのはどのような世帯であろうか。現行制度と定率減税縮小後の世帯の可処分所得の差額で見てみる。家族構成を細かく24パターンにして考察する。

まず、30代と40代とに分けた。これは、健康保険料が40歳以上では、介護保険第2号に該当する為、4.1%から、4.725%に増えるからである。また、子供はそれぞれ0, 1, 2人、このとき、扶養控除は0, 33万, 66万となる。合計収入600万, 800万, 1000万, 1200万の場合で計算を行った。

X軸に収入依存度、Y軸に定率減税縮小前と後の差額負担増額(万円)をとる。

凡例は以下のように統一した。

— 30代子供0人	- - - 40代子供0人
— 30代子供1人	- - - 40代子供1人
— 30代子供2人	- - - 40代子供2人

図11～図14は、定率減税縮小前、後の収入依存度別の世帯の損をする額を表すグラフである。図11～図14すべてにおいて右下がりの軌道を描いていることが分かる。

全体の傾向として合計収入が大きいほど、世帯の負担増は大きい。これは収入が大きくなるので税金額が大きくなるということであり、負担増額は可処分所得に起因する。ここでは、収入依存度についての増税額への評価なので、片働き世帯と共働き世帯の負担増額の関係を表す曲線の傾きが重要である。この右下がりの傾きは、片働き世帯の負担増が共働き世帯の負担増に比べ大きくなることを示す。

現在の税制度で既に、片働き世帯は共働きに比べると収入に対する可処分所得の割合が低いのに、定率減税縮小によりさらに差が深まるということである。

また、図から30代と、40代の条件だけの違いはほとんどないことが分かり、また、子供数の条件もY軸の平行移動、つまり、子供が増えるほど、増税額が少なくなることが分かる。

収入依存度による片働き世帯と共働き世帯の増税額は、合計収入600万円～1200万円の範囲では、最小600万円40代子2人の(3.2-2.3)で、最大1200万円30代子0人の(14.2-9.8)である。それぞれ、0.9万円、4.4万円となる。この差自体はそれほど大きくないとの見解もあるが、現行制度の不公平がさらに増大するという意味で注目に値する。

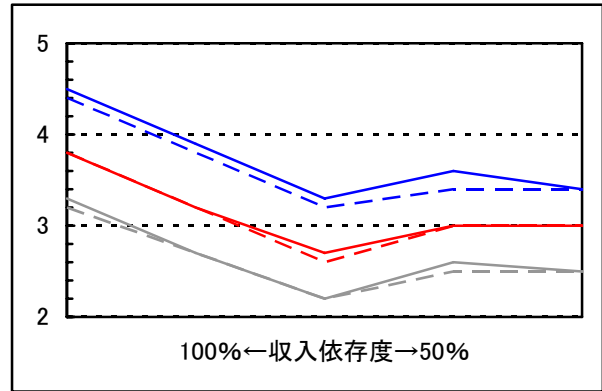


図11 合計収入600万円の世帯の負担増額

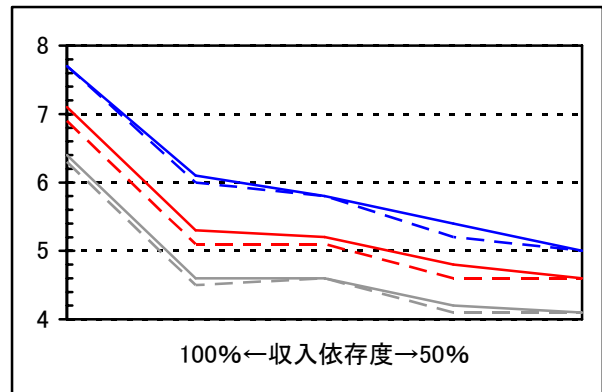


図12 合計収入800万円の世帯の負担増額

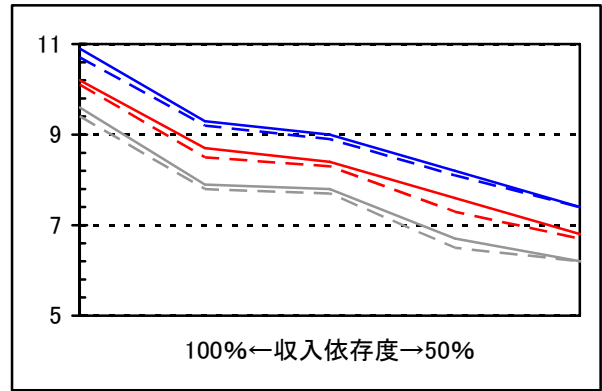


図13 合計収入1000万円の世帯の負担増額

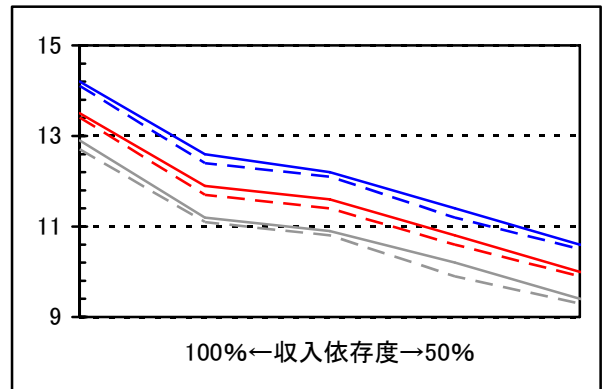


図14 合計収入1200万円の世帯の負担増額

## 4. 考察

以上のように数値的に見ると片働き世帯が、共働き世帯より優遇されているといった事実はない。ただ、夫婦の片方がパートや、アルバイトといった短時間労働でもう一方の扶養に入り、社会保険料が免除される範囲での収入(130万円以内)の世帯は優遇されているのは事実である。逆に各世帯の合計収入が大きくなれば、共働き世帯が片働き世帯より優遇されていることが分かる。

もちろん、合計収入が同じ世帯を単純比較することには異論もあるだろう。確かに、共働きでは子供の世話ができない、家庭での仕事が残るなどの不利な点もある。家事や育児は片働きでは、家庭にいる主婦(主夫)が行えることである。ただ、子供は保育所に預けることが可能であり、しかも、この保育所は公営の場合、運営コストに対する保育料収入の比率は約2割程度と言われる。つまり、保育所の運営費の8割近くは財政負担である。0歳時では、全国平均月30万円の保育サービスを6万円ほどで利用できるというのである。要するに、保育サービスは利用するほど得をする。このことについては参考文献[6]で中垣陽子氏が著書の中で言及しているので詳細は追わない。

税金のシステムは複雑怪奇である。あるどこかのパラメータを変えるだけで、結果を大きく異ならせ、一部の人に損をさせ、一部の人に得をさせることができる。そこで、税制を変えるときには注意が必要なのであるが、そこに恣意的な思惑が入れば、恩恵を被る存在があり、虐げられる存在がある。政治政策では往々にして権力を持たざる者が不利益を被る。

この論文によって、「専業主婦優遇」批判は税制度の複雑性に乘じた詭弁であることが分かる。専業主婦＝働いてない＝楽をしている、というレッテルでは、「専業主婦優遇」という結論にはならない。このようなメディアの論調は、冒頭にあげたような議論が政府の税調会で行われていることにも影響しているのではないか。過激な発言をすることによって、周りの注目を集め、喝采を浴びるのでは、小学生のクラス会議の域をでない。どのデータを、どのような根拠で用いて、「パラサイト・ワイフ」との結論を導いたか、猪瀬は説明する責任がある。

マスメディアは、公平性の観点から専業主婦に社会保険料を負担させるとともに配偶者控除も廃止することが必要であるとするが、今回の分析結果から分かるとおり、それでは不公平はさらに増幅される。税・社会保障負担をトータルで考える場合、社会保険料の全員負担と基礎控除制度の縮

小廃止を実施するならば、他の先進国で行われているような2分2乗あるいはN分N乗(所得を夫婦、あるいは家族の人数分で割って、その所得額に対して累進税率を適用する制度)を同時に導入しなければ、共働き世帯にきわめて有利な不公平な税制となる。このように、マスメディアは、制度の一部のみを伝えることで、大きな不公平をもたらす税、社会保障制度をあたかも「公平」であるかのごとく伝えている結果となっている。

今後の政府税調会の審議の行方、各委員の発言、直・間接税の政策実施等、税制度をメディアは、より客観的に伝えることが望まれる。さらに国民はメディアの流す一部の情報だけを頼りにすることなく、自分から税制度に興味を持ち、是非を判断することが必要である。

## 5. まとめ

本論文では、専業主婦が社会保険料負担を免除されている点、配偶者控除が存在する点を論拠としたメディアの「専業主婦優遇」批判論を検証した。

いくつかのモデル・ケースで合計収入が同じ片働き世帯、共働き世帯を比較した結果、所得税、住民税の累進課税制度によって、専業主婦のいる世帯は共働き世帯より多くの税金を負担していることが分かった。また、世帯の合計収入の大きさに比例して片働き世帯、共働き世帯間での負担額の差は顕著になることが分かった。現在の税制で専業主婦のいる世帯より優遇されているのは、夫婦両方が中、高所得者の世帯であることが示された。

## 参考文献

- [1]政府税制調査会 第37回基礎問題小委員会 議事録
- [2]産経新聞 2005年7月21日
- [3]週刊アエラ 2005年8月1日
- [4]東京都主税局
- [5]内閣府 景気判断・政策分析ディスカッションペーパー「配偶者控除・配偶者特別控除制度に関する一考察」
- [6]中垣陽子、'社会保障を問う 1995年・年金・医療・少子化対策' ちくま新書 2005年5月